

NTTグループビジネスカード会員規約<法人会員用>

一般条項

※赤字は変更箇所（追加もしくは修正）を指しております

【現行】	【改訂版】
<p>第3条（使用者の連帯責任） 使用者は、使用者に貸与されたクレジットカードによるカードショッピングの利用に基づく債務および自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ、法人会員と連帯して債務履行の責を負うものとします。</p>	<p>第3条（使用者の連帯責任） 1.使用者は、使用者に貸与されたクレジットカードによるカードショッピングの利用に基づく債務および自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ、法人会員と連帯して債務履行の責を負うものとします。 2.当社が法人会員または使用者に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。</p>
<p>第17条（期限の利益の喪失） 1.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （1）仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産、民事再生もしくは会社更生の手續開始の申立てがあったとき、または清算にはいったとき （2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき （3）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき （4）当社に対する債務の履行を怠った場合 2.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （1）当社が所有権を留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を行ったとき （2）本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき （3）その他法人会員の信用状態が悪化したとき 3.法人会員は、前条第4項の規定（ただし、前条第4項第9号または第10号の事由に基づく場合を除きます）により法人会員資格を取消された場合、当社の請求により一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。 4.法人会員は、前条第4項第9号または第10号の事由により法人会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 5.法人会員は、前条第4項の規定（ただし、前条第4項第9号または第10号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格を取消された場合、当社の請求により当該使用者のカードにかかる一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに当該使用者のカードの債務の全額を支払うものとします。 6.法人会員は、前条第4項第9号または第10号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第17条（期限の利益の喪失） 1.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （1）仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産、民事再生もしくは会社更生の手續開始の申立てがあったとき、または清算にはいったとき （2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき （3）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき （4）当社に対する債務の履行を怠った場合 2.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （1）当社が所有権を留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を行ったとき （2）本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき （3）その他法人会員の信用状態が悪化したとき 3.法人会員は、法人会員または使用者が前二項のいずれかの事由に該当したことを知ったときは、直ちにその事由について当社に通知するものとします。 4.法人会員は、前条第4項の規定（ただし、前条第4項第9号または第10号の事由に基づく場合を除きます）により法人会員資格を取消された場合、当社の請求により一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。 5.法人会員は、前条第4項第9号または第10号の事由により法人会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 6.法人会員は、前条第4項の規定（ただし、前条第4項第9号または第10号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格を取消された場合、当社の請求により当該使用者のカードにかかる一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに当該使用者のカードの債務の全額を支払うものとします。 7.法人会員は、前条第4項第9号または第10号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>